

広島市地域防災計画等の修正（案）

概要

（令和 7 年 3 月修正）

- 1 国の防災基本計画の修正に伴う修正…………… P 1
- 2 洪水への対応における警戒レベル 3（高齢者等避難）の発令基準の見直し
…………… P 2
- 3 その他の主な修正…………… P 3

1 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 概要

近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて分散避難の取組が進むなど、避難者等の避難生活を取り巻く環境は大きく変化している。

このことから、災害時にやむを得ず在宅・車中泊避難を行う避難者が一定程度発生することを想定し、在宅避難者等についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、支援拠点の設置や支援内容について平時からの検討が必要である。

イ 修正内容

地域の小学校区に開設される指定避難所を在宅避難者等の支援拠点として位置付け、救援物資の提供や情報提供を行うことについて所要の修正を行う。

また、被災者支援に係る情報については、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難所以外に避難した避難者の必要性に即した避難所と同様の情報を、テレビ・ラジオや広島市防災情報メール等を通じ、的確に提供する。

項目	修正内容
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	<u>第7 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援</u> <u>《危機管理室、各区地域起こし推進課》</u> <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>
基本・風水害対策編 第3章 災害応急計画 第5節 避難対策	<u>第10 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援</u> <u>《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</u> <u>在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとする。</u> <u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>

【資料1 別紙：4 ページ参照】

2 洪水への対応における警戒レベル3（高齢者等避難）の発令基準の見直し

(1) 概要

高齢者等避難は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害発生前にある程度の時間的余裕をもって避難を開始できるよう発令するものであるが、府中大川や瀬野川などの水位周知河川では、一時的な強雨等の影響を受け、短時間の間に、実況の水位が警戒レベル3（高齢者等避難）の発令基準に達し、すぐに水位が低下する傾向が見られる。このような場合、避難行動自体が心身の負担となるおそれのある要配慮者に対して、避難の必要性が低い状況にもかかわらず、避難情報を発令することとなり、要配慮者にとって過度な負担となることが懸念されてきた。

こうした現状を踏まえ、水位実況値のみで基準水位到達前後の降雨予測や降雨の河川に流れ出す状況などが考慮されていない現行の発令基準を改め、今後の水位の見通しに関する情報を加えることで、警戒レベル4（避難指示）の基準水位への到達等さらなる水位の上昇が見込まれる場合に、高齢者等避難を発令する基準に見直すもの。

(2) 修正内容

水位周知河川において通知される水位到達情報（氾濫警戒情報等）は、水位の実況値に基づく情報であることから、今後の水位の見通しを把握することができない。一方で、河川の増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される洪水警報は、水位到達情報を補完する情報として有効であることから、洪水への対応における警戒レベル3（高齢者等避難）の発令基準に洪水警報の発表を追加する。

【項目】

水防計画

第4章 避難対策

第3節 災害種別に応じた避難

修正内容				
第1 洪水への対応				
1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第3段階	(略)			
	1 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。
(略)				

【資料1 別紙：5 ページ参照】

3 その他の主な修正

事 項	修正内容
災害用井戸登録制度の開始に伴う修正	本市は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の断水の対応策として新たに災害用井戸登録制度を開始するため、それに伴う修正を行う。
新たな協定の締結に伴う修正	災害応急対策における民間事業者等との協定の締結に伴い修正を行う。
災害救援物資備蓄・調達計画の策定に伴う修正	令和7年3月の災害救援物資備蓄・調達計画の策定を踏まえ、震災応急対策のうち食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備について、同計画との整合を図るために所要の修正を行う。

【資料1別紙：6～9ページ参照】

1 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(1) 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援

修 正 前	修 正 後
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第1～6 (略) (新規)	基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第1～6 (略) <u>第7 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援</u> <u>《危機管理室、各区地域起こし推進課》</u> <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>

修 正 前	修 正 後
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第1～9 (略) (新規)	基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第1～9 (略) <u>第10 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援</u> <u>《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》</u> <u>在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとする。</u> <u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>

2 洪水への対応における警戒レベル3（高齢者等避難）の発令基準の見直し

修 正 前					修 正 後				
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応					水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
(略)					(略)				
第3段階	1 〃								

3 その他の主な修正

- (1) 災害用井戸登録制度の開始に伴う修正
- (3) 災害救援物資備蓄・調達計画の策定に伴う修正

修 正 前	修 正 後
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備 第1～7 (略) 第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。 なお、備蓄の基本的な考え方については、県が令和4年3月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。 1 備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》 (1) 備蓄対象者数 備蓄対象者数は、平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約12万1千人を対象とする。 (2) 備蓄対象期間 備蓄対象期間は、地震発生後2日間とし、食料については、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に基づき、1日2食、2日間で4食分を備蓄する。 地震発生後、3日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。 (3) 県と本市の役割分担 2日分の備蓄に係る県と本市の役割分担は、次のとおりとする。 本市：震災直後の1日分。このうち食料については、震災直後の2食分。 県：本市対応後の1日分。このうち食料については、本市対応後の2食分。 なお、市民自らの責務として、3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。 (4) 備蓄物資と備蓄数量 ア 備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、震災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、震災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。 具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。	震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備 第1～7 (略) 第8 救援物資の備蓄・調達体制の整備 事業者や流通網に基大な被害が及ぶような大規模災害発生直後においては、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないことから、指定避難所において緊急的に必要となる食料や飲料水、生活必需品等の救援物資について「災害救援物資備蓄・調達計画」を策定し、同計画に基づいて計画的に備蓄を行うとともに、発災からの経過日数に応じた食料等の調達体制を確立する。 1 備蓄体制の充実《危機管理室災害予防課》 平成25年度に実施した広島市地震被害想定調査では、最も被害が大きいと予測されている南海トラフ巨大地震が発生した際の避難所滞在者数を約17万2千人と想定しており、この調査結果から、避難所において震災直後から膨大な量の物資需要が発生するものと予想されるため、その対策として計画に基づき、食料や飲料水、生活必需品等の備蓄体制の充実に努める。 なお、本市が行う公的な備蓄に加え、家庭内、事業所で行う備蓄についても、災害発生時における被害を軽減する上では有効であり、自らの命は自らが守る（自助）の考え方の下、市民の責務として、3日分、可能であれば1週間分以上の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄が促進されるよう普及啓発に努める。 (1) 備蓄品目・数量 備蓄品目については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、震災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、震災数日後の供給でも許容される物資については、協定を活用した調達や広域支援等により対応する。具体的な品目ごとの考え方や数量（目標）については、「災害救援物資備蓄・調達計画」に定める。 なお、備蓄物資は、数量や保管状況等の点検、動作試験等の実施に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。 (2) 備蓄場所等 地震による橋梁の損傷や交通渋滞の発生による輸送の困難性及び震災直後の輸送人員の確保の困難性から、備蓄物資については、原則、避難者が避難生活を送る指定避難所に分散備蓄するとともに、備蓄方法については、コンテナ式備蓄倉庫等の設置又は余裕教室等の利用で対応する。また、指定避難所に備蓄できない物資については、広島市民球場（マツダスタジアム）防災備蓄倉庫等において集中的に備蓄する。 なお、粉ミルク・哺乳瓶が指定避難所において必要となった場合は、市立保育園（大町第二保育園を除く。）で循環備蓄しているものにより対応する。市立保育園の閉園日や夜間・休日には、市役所本庁舎や各区役所に備蓄する液体ミルクを活用する。 (3) 備蓄物資に関する情報の公開等 備蓄物資の品目、数量、保管場所等について、ホームページ等で公開するとともに、備蓄物資の使用方法を分かりやすく明記した取扱説明書を防災備蓄倉庫へ配備する。 (4)～(6) (削除)

種別	品 目	数 量	備 考
食料	クラッカー・アルファ化米	216,250 食	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	アレルギー対応アルファ化米	24,050 食	
	粉 ミ ル ク	125,600 g	市立保育園で循環備蓄（哺乳瓶含む。）
	アレルギー対応粉ミルク	2 缶(大缶) 8 缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
	液 体 ミ ル ク	14,420 g	液体ミルクは 1L で 140g に換算（市役所及び各区役所で備蓄）
生活必需品	保 温 シ ー ト	22,000 枚	指定避難所のうち、市立小学校に 100 セットずつ
	非 常 用 ア ル ミ シ ー ト	53,848 枚	
	毛 布	59,487 枚	
	生 理 用 品	27,584 個	
	紙 お む つ	18,564 枚	
	ト イ レ ッ ト ペ ー パ ー	4,848 ロール	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	ウ ェ ッ ト タ オ ル	37,080 枚	
	マ ス ク	28,850 枚	
	歯 み が き シ ー ト	57,660 枚	
	簡 易 ト イ レ	1,212 セット	
	簡 易 ト イ レ 用 手 す り	424 セット	指定避難所に 2 セットずつ
	手 指 消 毒 剤	212 本	指定避難所に 1 本ずつ
防災資機材	ビ ニ ー ル 袋	2,120 枚	指定避難所に 10 枚ずつ
	折りたたみリヤカー	212 台	指定避難所に 1 台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	指定避難所に 1 台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	指定避難所に 1 セットずつ
	目 隠 し テ ン ト	424 張	指定避難所に 2 張ずつ
	ワンタッチパーテーション	300 張	指定避難所（一部）に 2 張ずつ
	ラ ジ オ	212 個	指定避難所に 1 台ずつ
自主防災組織用救助資機材		212 セット	指定避難所に 1 セットずつ

イ 備蓄物資については、数量や保管状況等の点検に努めるとともに、保存期限等を踏まえて、適切に管理するものとする。

(5) 備蓄場所等

地震による橋梁の損傷や交通渋滞の発生による輸送の困難性及び震災直後の輸送人員の確保の困難性から、備蓄物資については、原則、避難者が生活する指定避難所に順次分散備蓄するとともに、備蓄方法については、コンテナ式備蓄倉庫等の設置又は余裕教室等の利用で対応する。

また、分散備蓄で収容しきれない備蓄物資については、広島市民球場（マツダスタジアム）備蓄倉庫等において集中的に備蓄する。

なお、粉ミルク・哺乳瓶については、市立保育園（大町第二保育園を除く。）で備蓄しているものにより対応する。

(6) 備蓄物資に関する情報の公開等

備蓄物資の品目、数量、保管場所等について、ホームページ等で公開するとともに、備蓄物資の使用方法を分かりやすく明記した取扱説明書を防災備蓄倉庫へ配備する。

2 調達体制の確立《経済観光局<u>商業振興課</u>・農政課、危機管理室》 <u>地震発生後3日目以降の物資を避難者に供給するため</u>、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図り、物資調達体制を確立する。 3 応急給水体制の確保《健康福祉局環境衛生課、危機管理室、水道局計画課》 飲料水については、<u>備蓄が困難なことから</u>、指定緊急避難場所（大火）又は小学校に整備する 100 m³又は 60 m³の容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、浄水場、緊急遮断弁付き配水池で対応する。 また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備するとともに、<u>生活用水については、緊急時の遊休井戸等の活用に努める。</u> （資料編） 2－5－<u>1</u> 食料・生活必需品の備蓄状況 2－5－<u>2</u> 感染症対策物資の備蓄状況	2 調達体制の確立《経済観光局<u>地域産業振興課</u>・農政課、危機管理室》 <u>本市が行う公的な備蓄では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分な場合に備え</u>、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図り、物資調達体制を確立する。 3 応急給水体制の確保《健康福祉局環境衛生課、危機管理室、水道局計画課》 飲料水については、指定緊急避難場所（大火）又は小学校に整備する 100 m³又は 60 m³の容量を持つ飲料水兼用型耐震性防火水槽とともに、浄水場、緊急遮断弁付き配水池で対応する。 また、自主防災組織・ボランティアの協力を含めた各給水拠点からの配給体制を整備する。 <u>さらに、こうした応急給水が避難所に行き届くまでの間、避難者に提供する必要最小限の飲料水の備蓄を進める。</u> <u>なお、トイレ、洗濯等の生活用水については、災害用井戸登録制度を実施することで、確保に努める。</u> （資料編）<u>2－5－1 災害救援物資備蓄・調達計画</u> 2－5－<u>2</u> 食料・生活必需品の備蓄状況 2－5－<u>3</u> 感染症対策物資の備蓄状況
--	---

(2) 新たな協定の締結に伴う修正

修 正 前				修 正 後					
基本・風水害対策編				基本・風水害対策編					
第3章 災害応急対策				第3章 災害応急対策					
第25節 応援要請及び協力				第25節 応援要請及び協力					
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》				第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》					
1～3 (略)				1～3 (略)					
4 具体的な協力内容を協定している団体等				4 具体的な協力内容を協定している団体等					
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。				下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。					
(1) 国及び地方公共団体等 (略)				(1) 国及び地方公共団体等 (略)					
(2) 民間団体				(2) 民間団体					
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		
危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1		
	(新規)				災害時、各放送局が撮影した津波等の映像を共有し、市民へ迅速かつ効果的な情報配信を行えるよう、広島市民球場内の放送機器室の無償使用の許可	日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島	資料編参考 危危-2		
	(新規)				災害時における公共施設等の応急対策及び復旧対策	(一社)日本レストレーション協会(JRES)	資料編参考 危危-3		
	応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9		市有施設や緊急輸送車両等への燃料供給等	広島県石油商業組合 広島県石油販売協同組合	資料編参考 危予-9		
	(略)				(略)				
	災害予防課	(新規)				避難所間仕切りシステム等の提供等	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク 公益社団法人広島県建築士会	資料編参考 危予-29	
(新規)				損害調査結果の提供等	三井住友海上火災保険株式会社	資料編参考 危予-30			
		罹災証明書申請に関するサポート等	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	資料編参考 危予-31					
		災害時における物資輸送及び荷役作業等	アート引越センター株式会社	資料編参考 危予-32					
		災害時における応急対応物資等の提供	株式会社フジタ	資料編参考 危予-33					
		災害時における地図製品等の供給等	株式会社ゼンリン	資料編参考 危予-34					
(略)				(略)					
企画総務局	政策企画課	(新規)		企画総務局	政策企画課	広島市内における市民サービスの向上及び地方創生の推進	株式会社良品計画	資料編参考 調政-11	
(略)				(略)					
環境局	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ、	資料編参考 第二-1	環境局	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ、Gテクノ(株)	資料編参考 第二-1
		(略)		(略)					
経済観光局	商業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	(株)ローソン	資料編参考 産商-13	経済観光局	商業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	(株)ローソン	資料編参考 産地-13
			(新規)					(株)ジュンテンドー	資料編参考 産地-14
			(新規)					コーナン商事(株)	資料編参考 産地-15

※ その他の関係する箇所についても、資料2のとおり修正する。